



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

「配偶者控除が廃止された?」とか「扶養控除が廃止された?」とか色々なうわさが飛び交っていますが、今日現在決まっているところを整理してみました。

配偶者控除と扶養控除について

1・配偶者控除(今年も来年も変わりません、廃止になりませんでした)

所得税・住民税では年間給与収入103万円以下が配偶者控除の範囲で、控除額は38万円です。事業所得・雑所得等の給与以外の所得がある方は、所得金額38万円以下が配偶者控除の範囲です。しかし給与が103万円を超えても下表のように配偶者特別控除が段階的にあります。

ご主人の所得控除は、パートで働く奥さんの収入に応じて下表の様になります。(ご主人の所得が1000万円以下に限る)

奥さんの給料合計	奥さんの所得	配偶者控除	配偶者特別控除
103万以下	38万円 以下	38万円	0万円
103万超 105万未満	40万円 未満	0万円	38万円
105万以上 110万未満	45万円 未満	0万円	36万円
110万 115万	50万円 未満	0万円	31万円
115万 120万	55万円 未満	0万円	26万円
120万 125万	60万円 未満	0万円	21万円
125万 130万	65万円 未満	0万円	16万円
130万 135万	70万円 未満	0万円	11万円
135万 140万	75万円 未満	0万円	6万円
140万 141万	76万円 未満	0万円	3万円
141万以上	76万円 以上	0万円	0万円

2・扶養控除

(平成22年までは下記のようになっています)

- 0歳児から16歳未満の扶養親族.....扶養控除は38万円
- 16歳以上23歳未満の扶養親族.....扶養控除は63万円
- 23歳以上70歳未満の扶養親族.....扶養控除は38万円
- 70歳以上の別居している扶養親族.....扶養控除は48万円
- 70歳以上の同居している扶養親族.....扶養控除は58万円

(平成23年から下記のように変わります)

- 0歳児から16歳未満の扶養親族.....扶養控除は廃止
- 16歳以上19歳未満の扶養親族.....扶養控除は38万円
- 19歳以上23歳未満の扶養親族.....扶養控除は63万円
- 23歳以上70歳未満の扶養親族.....扶養控除は38万円
- 70歳以上の別居している扶養親族.....扶養控除は48万円
- 70歳以上の同居している扶養親族.....扶養控除は58万円

3・社会保険の扶養

社会保険で扶養になれるのは130万円以下・60歳以上の奥さんは180万円以下です。

給与収入131万円の奥さんが、ご主人の社会保険の扶養から抜けてしまうと国民年金を年間約18万円、国民健康保険を年間約10万円支払わなくてはならなくなります。大まかな計算は下記のようになり、奥さんの収入をうまく調整しないと世帯収入で不利になる場合もあります。

奥さんの給料合計	奥さんの年金・保険	ご主人の配偶者控除での減税	世帯の可処分収入の増加
専業主婦	0円	標準世帯で 7万円	7万円
103万円	0円	標準世帯で 7万円	110万円
131万円	280,000円	標準世帯で 2万円	105万円
150万円	320,000円	標準世帯で 0万円	118万円